

保高第 960 号  
平成27年10月 7日

指定通所介護事業所 管理者 様  
指定短期入所生活介護事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長

## 個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定要件に係る具体的例示，Q&A，自主点検について（通知）

日頃から，本市の介護保険事業の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて，集団指導において，個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定要件について説明を行っていますが，実地指導等において，算定誤りが多く見受けられますので，別紙（具体的例示，Q&A）のとおり，適切に取り扱うように通知いたします。

つきましては，今一度，個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定要件を再確認のうえ，万一，算定誤りがありましたら，当該加算の算定を中止（取下げ）するとともに，保険者（国保連合会）に介護報酬を過誤調整により返還及び利用者の一部負担金を返還してください。

なお，今後，実地指導等において，当該加算の算定要件の不備を確認した場合は，介護報酬等の返還を求めることとなりますので，あらかじめご了承ください。

本件について，ご不明な点等ありましたら，下記担当までお問い合わせください。

**※ 個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していない事業所は，本件の対応は不要です。**

**※（介護予防）通所介護事業所における個別機能訓練加算（Ⅱ）の具体的例示等について（通知）（平成24年10月4日付け保高第1098号）については，本通知をもって廃止することとします。**

### 【算定誤りの内容】

#### （1）通所介護

個別機能訓練加算（Ⅰ）（身体機能訓練）1日につき46単位で算定すべきところ，個別機能訓練加算（Ⅱ）（生活機能訓練）1日につき56単位で算定している。

#### （2）短期入所生活介護

機能訓練指導員加算（身体機能訓練）1日につき12単位で算定すべきところ，個別機能訓練加算（生活機能訓練）1日につき56単位で算定している。

### 【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部  
高齢者サービス支援課 居宅サービス係  
担当：松田・坂本・今田  
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12階⑥番  
Tel：092-711-4257 Fax：092-726-3328  
E-mail：[kyotaku@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kyotaku@city.fukuoka.lg.jp)

## 【個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る具体的例示】

### ○国の見解

#### 〔食事〕

例えば、「自宅でご飯を食べたい」という目標を設定した場合の訓練内容は、配膳等の準備、箸（スプーン、フォーク）使い、下膳等の後始末等の食事に関する一連の行為の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。

平成 24 年度介護報酬改定に関する関係 Q&A（平成 24 年 3 月 16 日）問 66

#### 〔入浴〕

例えば、「1人で入浴する」という目標を設定する場合、・・・訓練内容については、浴室への安全な移動、着脱衣、湯はり（温度調節）、浴槽への安全な移動、洗体・洗髪・すすぎ等が想定され、その方法としては利用者個々の状況に応じて事業所内の浴室設備を用いるなど実践的な訓練を反復的に行うこととなる。

平成 24 年度介護報酬改定に関する関係 Q&A（平成 24 年 3 月 30 日）問 13

### ○福岡市の見解

#### 〔トイレ〕

例えば、「1人でトイレに行く」という目標を設定する場合の訓練内容は、トイレへの安全な移動、ドアを開ける、着脱衣、排尿（便）行為、後始末、手洗い、ドアを閉める等の一連の行為の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。

#### 〔買物〕

例えば、「1人で買物に行く」という目標を設定する場合の訓練内容は、店の安全な移動、カゴを持ち商品を選ぶ・取る、支払いをする、商品を袋に入れる、商品をもって自宅へ帰るといった一連の行為の全部または一部を実践的かつ反復的に行うこととなる。

#### 〔掃除〕

例えば、「掃除をする」という目標を設定する場合の訓練内容は、掃除道具の準備、掃除機をかける、箒ではわく、雑巾をしぼり拭く、掃除道具の後片付けといった一連の行為の全部または一部を実践的かつ反復的に行うこととなる。

#### 〔調理〕

例えば、「調理をする」という目標を設定する場合の訓練内容は、調理道具の準備、食材を洗う、切る等の下ごしらえ、煮る・焼く等の調理、食器へ盛る、調理道具等の後片付けといった一連の行為の全部または一部を実践的かつ反復的に行うこととなる。

#### 〔洗濯〕

例えば、「洗濯をする」という目標を設定する場合の訓練内容は、洗濯物を洗濯カゴから洗濯機へ入れる、洗剤等をいれ洗濯機のスイッチを入れる、洗濯物をカゴに移す、ベランダへ持っていく、洗濯物を干す。取り込む・たたむ・直すといった一連の行為の全部または一部を実践的かつ反復的に行うこととなる。

## 【個別機能訓練加算（Ⅱ）に係るQ&A】

### （生活機能訓練と身体機能訓練の関係性）

問 個別機能訓練加算（Ⅱ）では、主に生活機能訓練を行うこととなるが、併せて必要な身体機能訓練（柔軟体操、立位・座位訓練、歩行訓練等）も行うことはできるのか。

答 生活機能訓練の目標を達成するために必要な範囲内で身体機能訓練も行うことができます。

ただし、あくまでも生活機能訓練が「主」（最小でも半分以上）で、身体機能訓練が「従」（最大でも半分未満）としてください。もし、主に身体機能訓練を行うのであれば、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定するのではなく、機能訓練指導員を常勤専従で配置する等、算定要件を満たしたうえで、個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定してください。

### （機能訓練（リハビリ）特化型デイサービス）

問 当事業所では、機能訓練（リハビリ）特化型デイサービスとして、トレーニングマシンを多数設置し、生活機能の維持・向上を目標に、筋力増強訓練、関節可動域訓練等を中心に訓練を行っているが、この場合、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定することはできるのか。

答 個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定することはできません。

生活機能の維持・向上を目標にするだけでなく、事業所内の設備を実際に用いるなど、食事、入浴、トイレ、買物、掃除、調理、洗濯（詳細は具体的な例示を参照のこと）に関する一連の行為の全部又は一部を実践的な訓練を反復的に行う必要があります。

機能訓練（リハビリ）特化型デイサービスでの個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定、生活機能訓練を否定するものではありませんが、民家改修型デイサービスで浴室や台所等の設備、掃除機や洗濯機等の備品を用いた訓練が想定されます。

### （利用者全員への個別機能訓練）

問 当事業所では、利用者全員に一律、個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定、生活機能訓練を行っているが、特に問題はないか。

答 利用者全員に一律、機械的に行うものではありません。

個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定、生活機能訓練の実施に際しては、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえて、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定することとなります。

なお、回数（頻度）については、概ね週1回以上（週1～2回程度）でお願いします。

### （長期宿泊者への個別機能訓練）

問 通所介護事業所等における長期の宿泊サービスの利用者は、算定要件（居宅訪問）を満たさないので、個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）を算定できないことよろしいか。

答 お見込みのとおり。個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は、あくまでも利用者の在宅生活の継続支援を行うことを評価するものとなりますので、いずれも算定できません。（国Q&A問47参照）

### (具体的例示)

問 個別機能訓練加算(Ⅱ)の算定、生活機能訓練は、具体的例示に限定されるのか。

答 具体的例示に限定されるものではありません。

国解釈通知(「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発0327第2号))によれば、

#### 〔地域における社会的関係の維持に関する行為〕

商店街に買い物に行く、孫とメールの交換をする、インターネットで手続きをする等)

も具体的例示として挙げられています。

今後、ベストプラクティス(好事例)がありましたら、集団指導等において、事例紹介していく予定です。

### (5人程度以下の小集団への機能訓練)

問 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練では、あらかじめその項目と内容(食事、入浴、トイレ、買物、掃除、調理、洗濯等)、時間割、定員等を利用者や居宅介護支援事業者に周知しておく必要があるのか。

答 これらは、サービスの選択に資すると認められるものですので、重要事項説明書への記載や、事業所への掲示等、できるだけ関係者への周知を図ってください。

### (入浴に係る介助と訓練)

問 利用者に対して、入浴サービスを実施する時、入浴介助加算と個別機能訓練加算(Ⅱ)を同時に算定することはできるのか。

答 入浴時に機能訓練計画に位置付けた個別訓練が適切に行われているのであれば、それぞれ算定できます。

ただし、入浴時に機能訓練指導員が単に入浴介助を行うのみであれば、個別機能訓練加算(Ⅱ)は算定できません。

### (進捗状況の確認と評価(モニタリング))

問 個別機能訓練計画の進捗状況の確認と評価(モニタリング)、見直し変更については、どの程度の間隔で行えばよいのか。3月ごとに1回以上か。それとも1月ごとに1回以上か。

答 個別機能訓練計画には、長期的な目標(3か月ごと)及びそれを達成するための短期的な目標(1か月ごと)並びにそれらの達成時期等を明確に位置付け、進捗状況の確認と評価(モニタリング)は、1月ごとに1回以上、行うことが望ましいものと考えますが、その見直し変更は、3月に1回以上、居宅を訪問した上で行うこととなります。

### (機能訓練技能講習会等の受講)

問 当事業所では、機能訓練指導員として、看護職員(看護師、准看護師)を配置しているが、機能訓練技能講習会等を受講させる必要があるのか。

答 機能訓練技能講習会等を受講されておくことが望ましいのですが、サービスの質の向上に関する事項ですので、事業者の判断でご対応ください。

**(記録の整備)**

問 個別機能訓練に係る実施記録はどの程度必要であるのか。

答 個別機能訓練加算を算定する場合は、その算定要件を満たしていることがわかる記録(実施時間、訓練内容、担当者等)を残してください。 実地指導等において、この記録が確認できない場合は、介護報酬等の返還を求めることになります。